


第2章

地域福祉を取り巻く状況



- 1 第4期計画策定以降の国の施策動向
- 2 市民アンケート等からみる交野市の地域福祉を取り巻く課題の整理

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 第4期計画策定以降の国の施策動向

■ 地域福祉に関する主な国の施策動向

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第2次再犯防止推進計画」閣議決定(令和5年3月) ● 成年後見制度利用促進・権利擁護支援体制強化に向けた取り組み ● 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「こども基本法」、「こども家庭庁設置法」(令和5年4月施行) ● 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年6月施行) ● 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和6年1月施行)
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者総合支援法等の一括改正(令和6年4月施行) ● 「孤独・孤立対策推進法」(令和6年4月施行) ● 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和6年4月施行) ● 合理的配慮の義務化(令和6年4月施行) ● 人権三法(令和6年4月改正)

<令和4年度>

● 「第2次再犯防止推進計画」閣議決定

国の第2次計画では、第1次計画から継続して地域との連携強化に力を入れるほか、懲役・禁錮を統合して新設される「拘禁刑」の開始を踏まえた受刑者プログラムの充実等、7つの重点課題について96の具体的施策が盛り込まれました。また、罪を犯した人々の地域内での更生を重視し、地方公共団体の取り組みを後押しすることや、高齢化が指摘される保護司のなり手を確保するため、活動の一部をオンラインで可能にするなどデジタル化の推進も定められました。

● 成年後見制度利用促進・権利擁護支援体制強化に向けた取り組み

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4～8年度)では、地域共生社会の実現という目的に向け、地域連携ネットワークを支える本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として、意思決定支援や権利侵害からの回復支援を主要な手段とした「権利擁護支援」が位置づけられました。

● 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理

生活困窮者自立支援法については、法律の施行後5年(令和5年)を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされ、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴い支援対象者像の変化や支援ニーズの多様化等の新たな課題が表面化したことから、制度的な対応が求められていました。こうした状況を踏まえ、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」において「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」がまとめられました。今後、この論点整理を踏まえ、制度改正に向けた具体的な検討が深められていく予定となっています。

<令和5年度>

- 「こども基本法」、「こども家庭庁設置法」

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、おかれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざす、こども施策を総合的に推進するための法律です。(令和5年4月1日施行)

障がい児に対する施策は、厚生労働省からこども家庭庁に移管されることになりました。

- 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」

LGBT等の性的少数者に対する理解を広めるための施策の推進に関する基本理念を定め、基本計画の策定等の必要な事項を定めるための法律です。職場での理解促進に向けた労働者や事業主への普及啓発や、職場でのトラブルが生じた場合における総合労働相談コーナーでの相談受付を行うとともに、生きづらさを感じている方への、生活上の悩みも含めた電話相談窓口を設置するなどの取り組みが行われています。(令和5年6月23日施行)

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」

高齢化が進む中、認知症の人が増えている現状を踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるように、認知症に関する基本的な考え方を定め、国や地方公共団体の責任を明確にし、認知症対策の計画を立てることを目的としています。認知症基本法では、7つの基本理念が定められており、認知症の人の基本的人権を尊重し、尊厳ある暮らしをするために必要なことが定められています。(令和6年1月1日施行)

<令和6年度>

- 障害者総合支援法等の一括改正

障がいのある人や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けて、上記の法律が改正され、グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進、地域生活支援拠点等の整備における市町村の努力義務化、短時間労働者に対する雇用率の算定、障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化、医療保護入院の見直し、精神科病院における虐待防止に向けた取り組みの一層の推進、難病患者等の療養生活支援の強化、小児慢性特定疾病児童等に対する自立支援の強化等が盛り込まれました。(令和6年4月1日施行)

- 「孤独・孤立対策推進法」

孤独・孤立対策推進法の規定に基づき、令和6年6月に「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」が策定され、孤独・孤立対策の基本方針を①孤独・孤立に至っても支援を求め声を受けやすい社会とする、②状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる、③見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う、④孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する、の4点とし、この基本方針に基づき総合的かつ計画的に孤独・孤立対策を推進していくこととなりました。(令和6年4月1日施行)

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

年齢・障がい・国籍等を問わない全ての女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現のため、支援の枠組みを構築、強化する法律です。女性を取り巻く環境が大きく変わる中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実施する「民間団体との協働」といった視点も取り入れ、対象者の包括的な支援制度として新法が施行されました。(令和6年4月1日施行)

- 合理的配慮の義務化

合理的配慮とは、障がいのある人が社会的障壁の除去を必要とするときは、その負担が過重でない場合には、その障壁を除去するために必要な配慮のことを指します。令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。合理的配慮は、障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。また、障がいのある人への対応が不当な差別的取扱いに該当するかどうか、個別の場面ごとに判断する必要があります。事業者は個々の場面ごとに柔軟に対応を検討することが求められます。(令和6年4月1日施行)

- 人権三法

下記の三法を「人権三法」と呼んでいます。

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障がいのある人に合理的配慮を行うこと等を通じて、地域共生社会を実現することをめざした法律です。努力義務であった事業者の合理的配慮の提供が、令和6年4月1日より義務化されました。障がいのある人への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取り組みを促進する必要があります。(平成28年4月1日施行、令和6年4月1日改正)

- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)

民族や国籍等の違いを乗り越え、多様性が尊重されることにより、豊かで安心して生活ができる成熟した社会の実現をめざすために制定された法律です。施行から7年が経過し、街頭デモでのヘイトスピーチは減少傾向にあるものの、インターネット上などでは依然としてヘイトスピーチが行われている状況です。そのため、法務省では、ヘイトスピーチ解消に向けた啓発活動を強化しており、ポスターやSNSでの発信、バナー広告等を実施しています。(平成28年6月3日施行)

- 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

今なお残る部落差別の解消に向けた取り組みを推進することを目的に制定された法律です。近年、インターネットの匿名性を悪用した部落差別情報の発信が増加しており、この法律の改正を求める声が高まっています。特にインターネット上での差別的書き込みや、差別的書き込みを禁止する規定の整備、被害者への救済措置の強化等が議論されています。(平成28年12月16日施行)

2 市民アンケート等からみる交野市の地域福祉を取り巻く課題の整理

(1) 多様な課題に対応できる包括的な支援や連携体制の整備

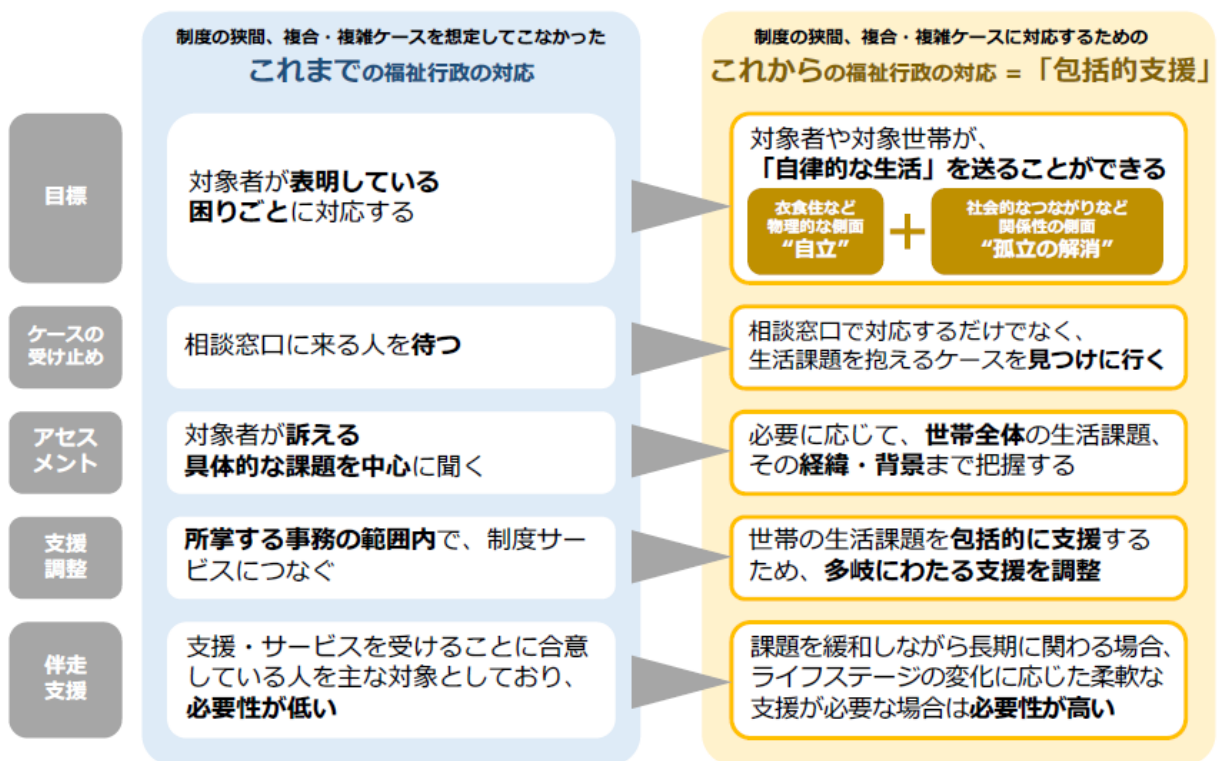
市民アンケート調査では、全体の約9割の市民が、交野市を暮らしやすいまちと考えており、前回調査時(令和2年9月)と比べてその割合も増加しています。また、子育てやこどもの福祉に関心や評価が高く、安心して暮らせる地域であることを重要と考える人が多くなっています。

生活様式や考え方の多様化に伴い、本市においても、世帯の中で課題が複雑化・複合化しているケースや、各種制度の狭間にあるケース、支援や援助を必要としながらも自ら相談や情報収集ができず、地域の中で孤立しているケース等が増えています。

それらの支援が必要な人を、早期に必要な支援につなげていくことができる環境・体制づくりに取り組むとともに、複合的な課題に対応する相談機能の充実や、年齢・分野等で切れ目のない包括的な支援体制を強化していくことが必要です。このような体制の整備にあたり、これまでの福祉行政の対応と、これからの「包括的支援」で求められる対応を比較すると、以下のように整理されます。これらの対応に加えて、支援を必要とする人を適切な支援につなげるための仕組みづくりや、市、社会福祉協議会をはじめ、地域や専門職等が一丸となって、ニーズ把握や課題解決に取り組むことのできる連携体制を強化していく必要があります。

令和5年度からは重層的支援体制整備事業を活用し、包括的支援体制整備のため、既存の行政の相談窓口だけでなく、支援を必要とする方の早期発見及び地域での身近な相談窓口(愛称:「まるまど」)として、協力事業者にその機能を担ってもらい官民協働で取り組んでいますが、さらなる拡充や市民周知の必要があります。

<福祉行政のこれまでとこれから求められる「包括的支援」>



(資料:厚生労働省)

(2) 孤独・孤立を生まない地域のつながりづくり

少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の希薄化、また新型コロナウイルス感染症の影響等により、人と人とのつながりが弱まり、孤独や孤立が深刻な社会課題となっています。

こうした状況の中で、住民同士がゆるやかにつながり、困ったときには手を差し伸べ合える関係性を築くことが、地域福祉の基盤としてますます重要になっています。

本市では、校区福祉委員会を中心とした地域ネットワークの強みを活かし、登下校時のあいさつ・見守り・声かけ運動等を通じて、地域の中で孤独・孤立感がなく、つながりを感じられる地域づくりを進めてきました。地域懇談会や福祉関係団体等ワークショップにおいては、これらのこどもの見守り活動を評価する声が多く、市民アンケートでの本市の地域福祉の印象のうち「子育て家庭が暮らしやすいまち」という評価が高いことにつながっています。

地域における「つながり」を再構築し、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するためには、行政・地域団体・市民が一体となって取り組むことが不可欠です。お互いに見守り、何かあったときに気づいてもらえる関係性や、地域で人々が集い、交流できる場づくりを進めるとともに、多様な主体が支え合いの活動に取り組むことができるような環境整備、課題を抱えた当事者が地域社会に参加するための場づくりや組織づくりも重要となります。

(3) 地域福祉の担い手を支える仕組み

これまで地域の活動団体やボランティア団体等での福祉活動を支えてきた人材の高齢化や、新たな担い手の確保が深刻な課題となっています。それに対し、市民アンケート調査では、福祉に関心があると答えた人が全体の7割程度いる一方で、活動につながらない理由に「自分が何をすればよいかわからない」や「忙しく時間が取れない」という回答が見られました。

地域福祉を持続し、これまで以上に充実していくためには、市民一人ひとりが福祉を「自分ごと」として捉え、地域での福祉活動に関心を持つ人を増やし、一人でも多く活動への参加につなげていくことが重要となります。

市民アンケートや福祉関係団体等ヒアリングアンケートの結果からも、福祉の各制度やコミュニティソーシャルワーカー等の専門的人材に関する認知度は向上しており、啓発活動の効果が出ていると見られるため、より関心を引くような内容・コンテンツや、気軽に・短時間でもできる活動が増えていけば、福祉活動に参加する人が増え、潜在的な担い手の発掘につながる可能性があります。

また、「支える側」「支えられる側」の垣根を超えて、誰もが活躍できる地域づくりに向けて、課題を抱えた当事者も「支える側」として、地域や社会に参加できるように支援するとともに、その機会・場づくりについても取り組んでいく必要があります。

(4) 必要な人へ、必要な情報を提供する工夫

地域福祉の推進において、支援が必要な人に対して適切な情報を届けることは、支援そのものと同じくらい重要です。しかし現実には、「どこに相談すればよいかわからない」「自分が受けられるサービスを知らない」といった理由から、必要な支援につながっていないケースが少なくありません。

行政や関係機関が発信している福祉情報は多岐にわたりますが、その多くが紙媒体やウェブサイト等の手段が主であり、高齢者や障がいのある人、若者、子育て家庭等、それぞれの生活状

況や情報環境に応じた伝え方ができていないということや、専門用語が多く、内容がわかりにくいといった声もあります。

さらに、支援が必要な人ほど情報にアクセスする力や機会が乏しく、情報格差が孤立を深める一因ともなっています。このような中で、市民一人ひとりに寄り添いながら「必要な情報を、必要なときに、必要な方法で」届けるための工夫が求められています。

市民アンケートや地域懇談会でも、福祉に関する情報提供や相談窓口の充実を優先して取り組むべきとしている声が多いことから、気軽に幅広く相談ができる人・機関があることの周知を強化することに加えて、情報提供のあり方を単なる「広報」から「つながりの入口」へと再定義し、誰一人取り残さない地域づくりの基盤として位置づけることが重要です。

